

元気な地域賑わい創出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東栄町まちづくり基本条例（平成29年東栄町条例第21号）に基づき、まちづくりの主体である町民が、地域課題解決のために自ら行動することで住みよい地域社会を構築すること、また、東栄町の産業の振興及び活性化を図るとともに、暮らし続けられるまちの実現に向けて取り組むことを目的とする。

(対象事業)

第2条 元気な地域賑わい創出事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 元気な地域づくり支援事業

- ア 住民自らが地域課題を発掘・共有し、解決に取り組む事業
- イ 目的及び計画が明確である事業

(2) 起業応援プロジェクト事業

- ア 事業を営んでいない個人・団体が新たに開始する事業
- イ 事業を営んでいない個人・団体が新たに法人を設立し開始する事業
- ウ 事業を営んでいる事業者が町内で新たに開始する事業
- エ 事業を営んでいる事業者が町内で新たに事業所を設けて行う事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 元気な地域づくり支援事業

次のいずれかに該当する団体とする。

- ア 5人以上で組織された団体で所属する行政区長が認めた団体
- イ 5人以上の町民を含む10名以上で組織された団体で町長が認めた団体

(2) 起業応援プロジェクト事業

次のいずれにも該当する者とする。

- ア 本要綱の目的に資する事業を実施できる者
- イ 町内で事業を実施し、5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- ウ 市町村県民税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人・団体・事業者には交付しない。

(1) 政治活動又は宗教活動が、目的である個人・団体・事業者

(2) 東栄町暴力団排除条例（平成24年東栄町条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第1項第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人・団体・事業者

(3) その他町長が、適当でないと認めた個人・団体・事業者
(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、事業の目的を達成するために必要な経費とする。ただし、次の経費は交付の対象としない。

(1) 元気な地域づくり支援事業

ア 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理経費

イ 用地取得費

ウ 団体の構成員に対する食糧費（作業時の飲料水を除く）

エ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費

オ その他町長が社会通念上適切でないと認めた経費

(2) 起業応援プロジェクト事業

ア 食糧費

イ 領収書等により事業実施者が支払ったことが明確に確認できない経費

ウ その他町長が社会通念上適切でないと認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金は、1件につき次の額で千円単位（千円未満を切り捨て）とする。

(1) 元気な地域づくり支援事業

ア 1団体あたりの補助額は、年間30万円を限度とする。

イ 補助対象経費に対する補助率は別表1のとおりとする。

(2) 起業応援プロジェクト事業

ア 補助対象経費の2分の1以内とし、40万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1-1号又は様式第1-2号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 元気な地域づくり支援事業において、新規に補助金の交付を受けようとする団体は、当該団体が所属する行政区長又は町長の承認を受け、地域づくり団体承認申請書（様式第1-1（別紙4））を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、申請内容について審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第4号）を町長に提出しなけ

ればならない。

- 2 概算払額は補助額の5/10(千円未満を切り捨て)以内とする。
ただし、町長が必要と認めた場合は、上記にかかわらず8/10以内であれば概算払ができるものとする。
- 3 町長は、前項の規定に基づき、概算払額を決定したときは、その旨を概算払決定通知書(様式第5号)により概算払申請者に通知するものとする。
- 4 概算払申請者は、概算払決定通知書を受け取った後、速やかに概算払請求書(様式第6号)を町長に提出し、町長は速やかに概算払を行うものとする。
(決定の内容等の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、計画変更承認申請書(様式第7-1号又は様式第7-2号)を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定を受けた補助金の額を減額する場合。ただし、事業目的に変更のない場合で、交付決定額の減額が20%以内であるものを除く。
- (2) 事業目的・事業内容・事業期間を大幅に変更する場合
- (3) 新たな交付対象経費の科目を追加する場合

2 町長は、計画の変更を承認したときは、変更交付決定通知書(様式第8号)により補助事業者に通ずるものとする。

(代表者の変更)

第10条 元気な地域づくり支援事業を行う団体は、その代表者を変更したときは、代表者変更届(様式第9号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後、速やかに、実績報告書(様式第10-1号又は様式第10-2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書に基づき審査及び検査の結果、補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し確定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知があったときは、補助金請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条第2項に規定する補助金請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(現地調査)

第14条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業の履行状況について報告を求め、又は、調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消又は返還)

第15条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金がある場合は、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付の決定内容又は条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業の施行の方法が不相当と認められたとき。
- (4) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号のほか、この要綱に違反したとき。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、町長の承認を受けずに、取得財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、取得財産を取得後5年以内に処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第13号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

4 町長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(事業の公表)

第17条 補助事業者は、事業の実施状況と成果を町長と協議のうえ、公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則(平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月1日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も事業完了まで効力を有する。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。